

浦賀文化

平成 21 (2009) 年 10 月 1 日

第 20 号

Email:uragabunka@yahoo.co.jp

編集・発行:横須賀市浦賀コミュニティセンター分館(浦賀文化センター) 〒239-0822 横須賀市浦賀 7-2-1 TEL&FAX 046-842-4121

うらがの寫眞館



市の史跡に指定された当時の燈明堂石垣

浦賀志録

245頁
A5判
(定価五百円)

【浦賀志録上発売中】
明治四十二年七月、加茂元善氏が著わした、浦賀の歴史、地誌を網羅した「浦賀志録」。その復刻版(浦賀の部)が刊行、発売されました。横須賀市役所一階市政情報コーナーと浦賀行政センターで販売しています。



【左上】名号碑(題目供養塔) 天保 11(1840)年 7 月 建立

角柱、高さ台座を含め約 4m 前面:南無妙法蓮華經
右側面:「一切業障海」「皆從妄想生」、左側面:「衆罪如霜露」「惠日能削除」
(海のように広がっている悟りの邪魔になるすべての悪行は、皆正しくない考えから生まれる。多くの罪は霜や露のようなものであり、あたかも太陽の光が万物を均等に照らし、霜や露を消し去るように、仏の知恵はすべてにわたって、広く一切の生物の上に行きわたり、その生物が犯した全ての罪を消滅する。)

裏面:干辰天保十一歳次庚子七月中浣八鳥
願主 東耀山 日鳴(花押) 法界平等...松崎屋與兵衛
台座前面:「海上安全」

【右上】地蔵尊像 天保 11(1840)年 10 月 建立

丸彫、像高さ 71 cm、基壇高さ 142 cm
基壇前面:種種重罪三逆消滅 自他平等即身成佛
(観音経秘鍵偈・観音経の秘密の奥義、経などの中に韻文の形で仏の徳を賛嘆し教理を述べたもの)
基壇右側面:天保十一庚子年十月 東福寺祥麟(花押)
基壇左側・背面に発願元、願主、世話人など 90 名程の名がある

一燈明堂一

慶安元(一六四八)年に建てられ、浦賀の町の歴史、経済にかかわってきた燈明堂。明治五(一八七二)年にその役割を終え、建物は朽ち果て失われて

しまいました。昭和四十三(一九六八)年石垣が市の史跡に指定され、その上に建物が復元されました。平成元(一九八九)年。

中のひとときわ大きな名号碑と右側の地蔵尊像は、いずれも天保十一(一八四〇)年に建てられたものです。この辺りは、通称「首切場」といわれ、浦賀奉行所が罪人を処刑した場所。その供養のために建てたという説と、物流の

また、名号碑の前面と左

右側面に刻まれている文字が東京大森の鈴ヶ森刑場跡、千葉臼井の江原台刑場跡にある石塔と全く同じであること、さらに、名号碑および地蔵尊像の前面に刻まれている文字とこの意味、臼井家文書の記述から処刑が行われていたのはほぼ間違いはない、と考えられます。

賀奉行所は刺青の刑以上は認められていなかったこと、人骨は瘞骨志碑の碑文にある合戦の戦死者と推察される箇所。そして、名号碑の台座前面に「海上安全」の大きな四文字、裏面に西浦賀の間屋・松崎屋與兵衛 地蔵尊像の台座、基礎部分に世話人として浦賀の商人をはじめ多くの人名が刻まれていることから考えられます。



千代岬瘞骨志碑

りません。浦賀奉行所の処刑の範囲は、刺青の刑以上は認められていないので、死刑はありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。

浦賀奉行所の処刑の範囲は、刺青の刑以上は認められていないので、死刑はありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。

浦賀奉行所の権限の範囲であった船乗りなどごく少数の罪人を処刑したのではないのでしょうか。言い伝えの通り、「首切場」であったのはまちがいないようです。

現在、穏やかな海、浦賀水道を行き交う船を眺めながら、刻まれた文字を思っても、処刑場であったとは考えられないほどに陽光煌々市民の憩いの海辺となっています。

参考資料
ぼんぼん船 創刊 50 号特集
浦賀公民館友の会連絡協議会
西浦賀の歴史を訪ねて 湯田 明
浦賀奉行 高橋 恭一
三浦半島の史跡と伝説 松浦 豊他

東西風

楠木正成という武将の軍旗には「非理法権天」という文字が記されていたと伝えられている。

これをどのように解釈するかといえば、「非は理に勝たず」「非行な行いは道理には勝てない。その理も法には勝てない。道理の上では間違っていた行いではないといつても「法」が定められれば、その法に従わざるをえない。「法」は臣下の守るもので、「王に法なし」というように、権力をもったものには「法」の有効性も通用しない。しかし、その絶対権力を握った者でも「天」には勝てない。「天」とは中国では全知全能の神であり、絶対権力をもつても「天罰」は避けることができないとされた。これは私が思うに、「天」とは民の声や思いであり、この声や思いをしっかりと受け止めずに、権力を使って「法」を振り回すことは、道理にも叶わない非分な行動といえよう。「天罰」があたりませんか? (山本)

燈明堂の二つの石造物 何が供養されているのでしょうか

燈明堂の入り口にある「千代岬瘞骨志碑」、「名号碑」、「地蔵尊像」の三基の石造物は、何が祀られ、どのようないわれがあるのでしょうか。

左側の千代岬瘞骨志碑は、浦賀奉行浅野中務少輔長祚(ながよし)が嘉永二(一八四九)年二月に建立した碑です。「千代岬台場建設中に出土した人骨を供養したもので、弘治二年(一五五六)十月に房州から攻め入った里見氏と小田原北条氏との合戦の戦死者と推測される」と記されていますが、この付近で合戦があったとする記録はなく、確たる資料も見当たりません。

浦賀奉行所の処刑の範囲は、刺青の刑以上は認められていないので、死刑はありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。

浦賀奉行所の処刑の範囲は、刺青の刑以上は認められていないので、死刑はありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。

浦賀奉行所の処刑の範囲は、刺青の刑以上は認められていないので、死刑はありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。

浦賀奉行所の処刑の範囲は、刺青の刑以上は認められていないので、死刑はありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。

浦賀奉行所の処刑の範囲は、刺青の刑以上は認められていないので、死刑はありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。

浦賀奉行所の処刑の範囲は、刺青の刑以上は認められていないので、死刑はありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。

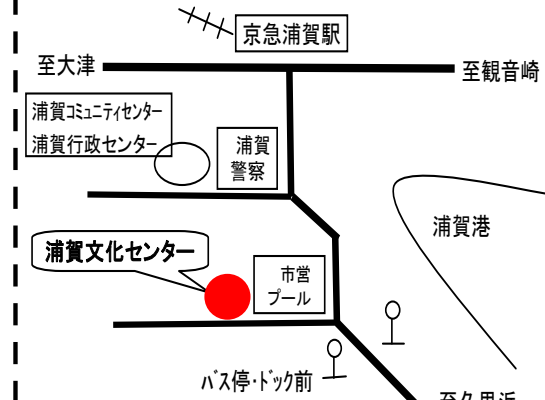
浦賀奉行所の処刑の範囲は、刺青の刑以上は認められていないので、死刑はありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。

浦賀奉行所の処刑の範囲は、刺青の刑以上は認められていないので、死刑はありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。

浦賀奉行所の処刑の範囲は、刺青の刑以上は認められていないので、死刑はありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。だから刑場ではありません。

浦賀コミュニティセンター分館 (浦賀文化センター)

浦賀駅から徒歩10分



所在地:横須賀市浦賀7-2-1
電話: 046-842-4121
FAX

ある日のこと電話で「こてえについての資料がありますか?」という問い合わせ。「こてえ?初めて聞く言葉。「ほてえ」様の聞き間違いかともう一度聞き直してみると間違いなく「こてえ」。わからないまま大先輩にバトタッチ。ほっとして席に着くと「アツ」という間にテーブルの上には鰻絵についての資料がずらりと並んでいた。いつの間に…すごい!こんな大先輩達に囲まれながら、只今浦賀の歴史を勉強中です。ちなみに鰻絵とは、左官職人が土蔵などの壁に鰻と漆喰で作り上げたレリーフのこと。先日、早速東福寺本堂の外壁の鰻絵を見学に行きました。鰻一つで作り上げたとは思えないすばらしい作品の数々。しばらく足を止めて見とれてしまいました。ほかにも浦賀にはいくつか鰻絵が残されています。皆さんも一度足を運んではいかががでしょうか。

笑話一題

【歴史講座開講のお知らせ】

歴史講座を開講します。多数のご応募をお待ちしています。

題目 「中島三郎助と浦賀奉行所」

日時 平成21年11月25、12月2、9、16、23(祝)日
(各水曜日 全5回) 13:30~15:30

場所 浦賀文化センター 第3、4学習室

講師 山本 詔一さん(横須賀開国史研究会会長)

定員 60名

応募方法 往復はがき1枚で1名または
返信用はがきをもって来館のいずれか

(返信用はがき、持参のはがきに宛先をお忘れなく)

締切 平成21年11月13日(金)必着

その他 応募者多数の場合は抽選となります。

その際は、横須賀市在住、在勤、在学の方が優先です。

はがきの送り先、問い合わせ先

〒239-0822 横須賀市浦賀7-2-1

浦賀コミュニティセンター分館(浦賀文化センター)

電話・FAX 046-842-4121

浦賀に奉行所を設置するまでには、海陸の両面からの調査が行われた結果であった。

そこで浦賀が選ばれたわけであるが、浦賀に奉行所を設置するまでには、海陸の両面からの調査が行われた結果であった。



奉行所跡(昭和60年頃撮影)

広報紙「浦賀文化」は、市役所、各行政センター、各コミュニティセンター、浦賀病院、一部の小学校、中学校、高校の図書室などに置いてあります。

浦賀の植物

アキニレ・秋楡 (ニレ科)

京急浦賀駅から浦賀警察署にかけて道の両サイドに、アキニレが数十本、いずれも若木ですが、十年ほど前に植えられたものと思われま。緑陰樹としての今後の成長が楽しみ。エルムの神話「ニレの木」、「ニレの木陰」の響きからロマンチックな気分を誘うように思われま。ニレはニレ科、ニレ属の植物の総称で日本にはハルニレ、アキニレ、オヒヨウの三種の自生があります。県内に二種、丹沢、小仏山地周辺のハルニレ、丹沢のブナ帯のオヒヨウの自生が確認されています。アキニレの県内の自生は見られま。あるのは植栽さ



浦賀通り、アキニレの街路樹

と茶色が多いといわれています。ダリア、ツバキ、スギなどは黄色ですが、アサガオは白色をしています。花びらだけでなく花粉の色にも興味をもってもらえれば嬉しい限りです。

アキニレの葉はハ

れたものといえます。ハルニレは四月を中心に咲きますが、アキニレの花は今頃の九月〜十月にかけて咲きます。風媒花のため地味な花で本年枝の葉腋に四〜六個黄色を帯びたオレンジ色の花をつけます。花被片は四枚、おしべ四本、めしべ一本か

らなりません。ニレの花粉の色は褐色から青色に見え、また緑の花粉もあります。茶色は濃くなると赤に、薄くなると黄色に見えます。太陽光が当たると花粉の色は変わりやすいといわれ、最初のときの色を基に判断します。一般に花粉の色は黄色

ルニレに比べて約三分の一くらいで、大きくても長さ5cmどまり、落葉樹にしては小さい葉をしています。葉の形は楕円形で変異が多く、丸みを帯びた単鋸歯縁(ハルニレは重鋸歯縁)で左右が不相称(非対称)、これはニレ科の特徴といわれます。(例、エノキ、ケヤキ、ムクノキの葉も非対称。)葉表は光沢が見られ厚く少しざらつき、かたく感じます。秋の紅葉時期は見逃せません。果実は長さ1cm前後で十月〜十一月ごろ緑色をした風に飛ばされやすい構造の翼がみられ、一

浦賀奉行所ができた



歴史 語り座・浦賀 ②

郷土史家 山本 詔一

八代将軍・吉宗が行った「享保の改革」の一環で、それまで伊豆・下田にあった奉行所を浦賀に移転することが決まった。江戸幕府が開府して百年以上たち江戸の人口は町人だけでも五十万人を超え、これに武士が加わると百万人に届く勢いであった。そしてこれらの人々は自分で自分の食料を確保できない、要するに自給できない人々であった。

この人々の生活物資の九十%以上が海上輸送によつて江戸へもたらされてい

た。この商品の流通と物価をいかに統制していくのが、江戸幕府の大きな経済問題であった。

特に武士の大半は給与をお米でもらつていたので、お米の価格がそのまま生活に影響するため、強い関心を示していたが、実際には自分たちでは何もできず、給与としてもらったお米は自分の家で食べる分だけを残し、あとは米問屋に売り、そこで得たお金で生活をしていたので、すべて米屋に任せているのが実情であった。

この時代になると東北地方でもお米の生産量が増え、余剰米は大消費地であった江戸に運びこまれるようになってきた。江戸時代が始まったころには、江戸へ入る商品はほとんどが関西方面からであり、下田の奉行所でも十分に対応できたが、十八世紀を迎えるころには、それだけでは江戸の町への流通や物価を把握することができなくなつてきていたのであった。

そこで浦賀が選ばれたわけであるが、浦賀に奉行所を設置するまでには、海陸の両面からの調査が行われた結果であった。

を置くのか、役人たちの住居はどこにするのか、などの計画図が示された。当初の計画では奉行所の施設は、役宅と呼ばれた役人の住居まで含めてすべて東浦賀村に置くものであった。

十八世紀初頭の東浦賀は、村高こそ六十石余りの小さな村であったが、干鰯問屋を中心とした三浦半島随一の商業都市であり、もつとも裕福な村であった。ここに奉行所施設をすべて置くということは、東浦賀から干鰯問屋を含めて住民の立ち退きが条件になるものであった。この計画を知った東浦賀の住民が、奉行所設置反対運動を繰り広げたことは言うまでもない。

この結果、この調整がうまくできなかった代官遠藤七左衛門は更迭された。その次に調整役についた代官河原清兵衛が再検分して、二度目の計画案で漸く、現在跡地として残っている奉行所や船番所、役宅の位置まで決定した。

享保五年(一七二〇)九月半ばに、奉行所や役宅の移転場所として決定した場所を使用していた人々が引き払い、新築工事が始まったが、移転完了までの期間は、四か月ほどであった。これだけの短期間でどのようにして、役所や役宅を完成させたのであろうか。

また、引越してくる役人たちには、「立つ鳥跡を濁さず」のたとえのように、下田に借金など残さぬようにとの「触」がでたが、どうも棒引きの願いようみえる。